

# リスクコミュニケーションの導入

BSE問題に関する調査検討委員会報告（平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告）  
⇒ 消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について（平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議）  
⇒リスクコミュニケーション

- ・食品の安全性に関する情報の公開
- ・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

## 食品衛生法の平成15年改正（第64・65条関係）

### 1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取（第64条）

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、  
都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、  
必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

### 2. 国民・住民からの定期的な意見聴取（第65条）

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、  
食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、  
当該施策について広く国民又は住民の意見  
を求めなければならない。



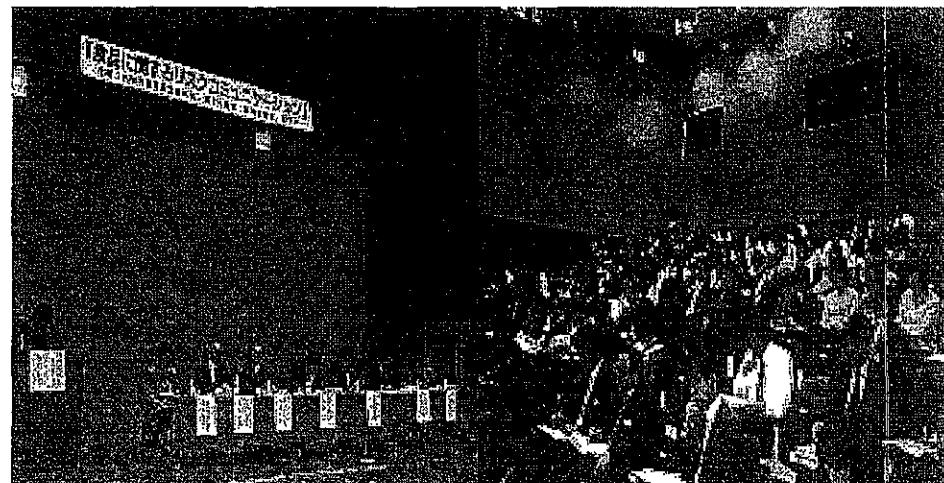
# 食品の安全に関するリスクコミュニケーション

## リスク分析手法の導入

- リスク分析とは、消費者の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセス
- リスクとは、食品中に危害(有害化学物質、微生物等)が存在する結果として生じる健康への悪影響の確率とその程度の関数
- リスクコミュニケーションとは、リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間のリスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む。

## リスクコミュニケーションの取組

- 意見交換会の開催
- 政府広報等による情報発信
- 食品の安全確保に向けた取組のホームページ「食品安全情報」の更新
- 既存の取組の着実な実施
  - ・規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(いわゆるパブリック・コメント)や審議会の公開、情報公開など



### (3) コーデックス委員会への対応

#### 従前の経緯

- コーデックス委員会は、昭和37年に国連食糧農業機関（F A O）及び世界保健機関（W H O）によって合同で設立された国際機関であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品について、国際的な規格を策定している。コーデックス委員会の加盟国は、平成20年12月現在、ヨーロッパ共同体（E C）を含めて177か国となっている。
- 我が国がコーデックス委員会に加盟したのは、昭和41年である。コーデックス委員会によって策定される食品規格は、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省を始めとする関係機関と連携しつつ、コーデックス委員会の活動に主体的に参画している。我が国は、「バイオテクノロジー応用食品特別部会（T F F B T）」の議長国を務めたほか、「食品衛生部会（C C F H）」ビブリオ属の衛生実施規範に関する作業部会の座長国を務めるとともに、昨年7月に開催された第30回総会でアジア地域代表国に選出され、コーデックス委員会の運営方針等を協議する「執行委員会」の構成員となっている。
- なお、厚生労働省は、農林水産省と共同で、コーデックス委員会の活動に関して国内の消費者を始めとする関係者との間で情報及び意見を交換するための「コーデックス連絡協議会」を開催している。

#### 今後の取組

- 今後とも、我が国の主張が十分に反映されるよう、コーデックス委員会の活動に主体的に参画することとしている。
- あわせて、年5回程度、コーデックス連絡協議会を開催するとともに、厚生労働省ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ることとしている。

**都道府県等に対する要請**

- 我が国における食品に関する実態がコーデックス委員会によって策定される食品規格に十分に反映されるよう、各都道府県等における食品に関するデータ等が必要となる場合も有り得るため、その際には、各都道府県等の御協力をお願いする。

#### (4) 消費者庁の創設

##### 従前の経緯

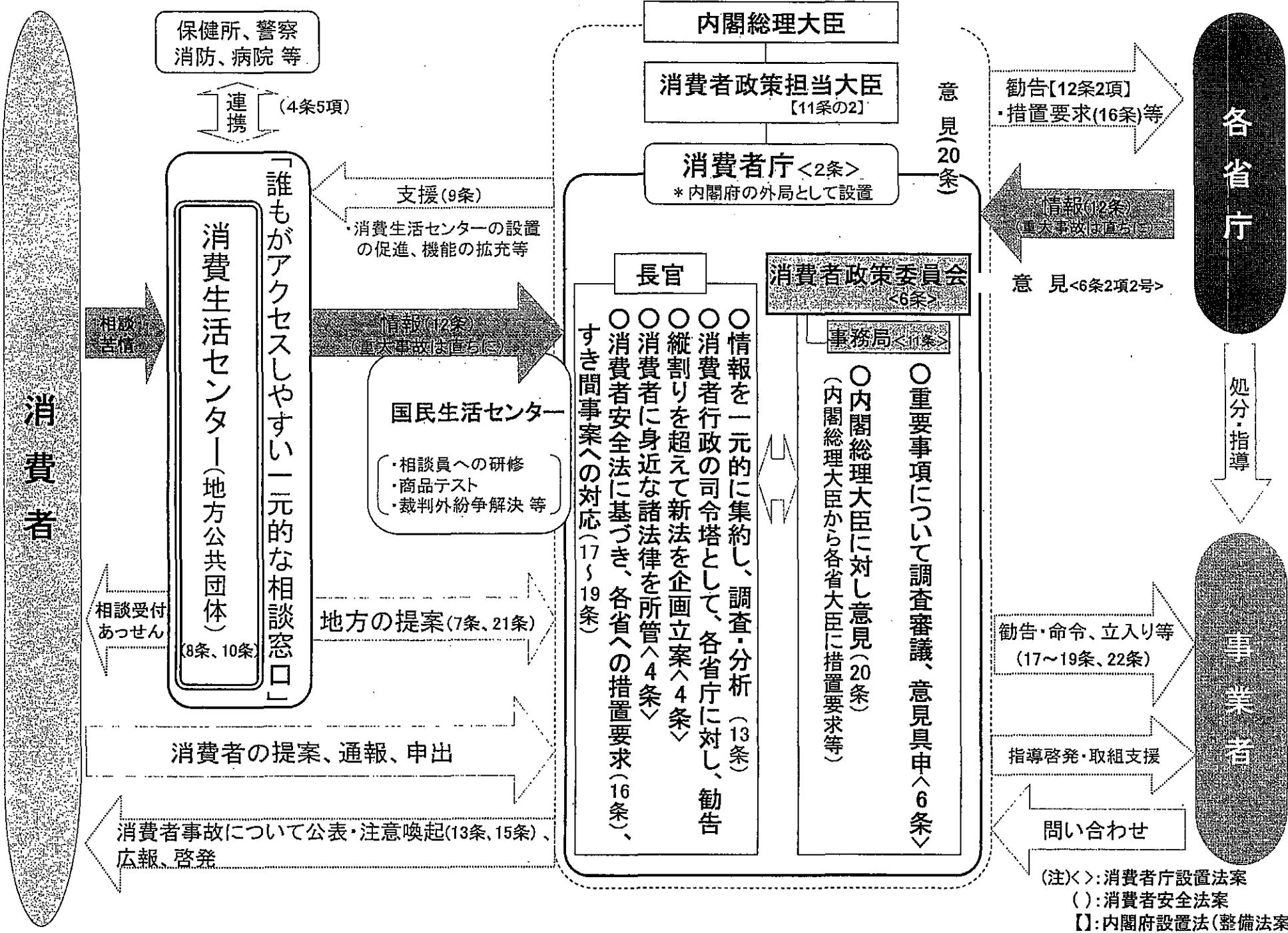
- 「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）において、「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を内閣府の外局として創設し、
  - ① 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、消費者庁に移管・共管する
  - ② 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組むものとされた。
- その一環として、厚生労働省関係では、
  - ① 食品衛生法の規定に基づく食品表示等に関する事務
  - ② 健康増進法の規定に基づく特別用途表示、栄養表示基準等に関する事務等を消費者庁に移管するものとされた。

（注）食品衛生法及び健康増進法の規定に基づくその他の事務は、引き続き厚生労働省の所管となる。
- 昨年9月、消費者庁関連3法案（「消費者庁設置法案」、「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」及び「消費者安全法案」）が閣議決定を経て国会に提出された。

##### 今後の取組

- 消費者庁関連3法案が国会で成立した場合には、厚生労働省としては、消費者庁において、消費者の目線に立った行政が適切に展開されるよう、食品の表示に関する事務を円滑に引き継ぐこととしている。

# 消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ



# 消費者庁関連3法案の関係について

組織法

## ＜消費者庁設置法案＞

- 任務、所掌事務、消費者政策委員会、等

\*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

## ＜関係法律の整備法案＞

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
  - (表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
  - (取引)特定商取引法、特定電子メール法、  
資金業法、割賦販売法、宅建業法、  
旅行業法 等
  - (安全)消費生活用製品安全法 等

すき間

(事業者への  
勧告・命令等)

各省庁所管法

すき間

(事業者への  
勧告・命令等)

各省庁所管法

## ＜消費者安全法案＞

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(\*))

\* 事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令

(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 謙渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令